

平成27年 8 月発行

第153号

題字:大城 穂乃香  
嘉手納小学校 6年生

# 議会だより

嘉手納町初 中央区青年会 エイサー開き



## 平成27年6月定例会 ～主な内容～

(会期6月9日～6月16日)

- 県内初！議会政治倫理条例制定！ P-2,3
- 条例制定・改正・意見書等 P-4
- 相次ぐ外来機飛来による騒音激化に抗議 P-6
- 町政を問う！10名の議員が一般質問 P-7
- 議会見てある記、題字紹介 P-18



町の文化財・名所：トーミの拝所

嘉手納町議会ホームページ

嘉手納町議会

検索



町議会を傍聴しましょう！定例会は、3・6・9・12月に開かれます。

シリーズ  
26

トーミというのは村のニーヤ（根屋）で、老朽化により昨年建替えられた。  
場所：嘉手納町字嘉手納 71 番地付近

# 政治倫理条例制定!

## 姿勢を明確化・具体化

本町議会では、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民に身近で信頼される議会づくりを進めることを目的に、県内の地方議会では初の「嘉手納町議会議員政治倫理条例」を制定しました。

条例全文は町議会HPに掲載しております。ご参照ください。主な規定内容は次のとおりです。

### 政治倫理基準の遵守

9項目の政治倫理基準を規定した。主な内容は次のとおり。

- ①品位と名誉を損なうような一切の行為を慎む。
- ②地位を利用していかなる金品も授受しない。
- ③町税等の納付を誠実に行う。
- ④町等の請負契約等に関し、特定の業者を推薦、紹介等の取り計らいを行わない。
- ⑤町等職員の権限や地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けない。

⑥町等職員の採用、昇任、人事異動に関与しない。

- ⑦政治的・道義的批判を受ける寄附等を受けないこと。
- ⑧補助金等の交付を受けている団体代表者に就任しない。
- ⑨議員の配偶者、二親等以内の親族が町等職員である場合、お互いの職務に疑惑を持たれないようにする。

### 宣誓書の提出

議員は、この条例を遵守する旨の宣誓書を提出することとし、提出しない議員は氏名を公表する。

### 就業の報告義務

議員自ら事業を営んでいる場合、法人等の取締役、理事、監査役等の職に就いているときは、就業報告書を提出。

### 納税等状況報告書の提出

議員は、毎年6月30日までに町に納付すべき町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付状況報告書を提出する。

また、配偶者の納税等状況報告書も提出しなければなら

# 県内初！ 議会政

## 議員の政治倫理の基本

ない。

### 町との請負契約等に対する遵守事項

次の各号に該当する企業に対し町民に疑惑の念を生じさせないため、これを辞退するよう努めなければならない。

①議員の配偶者、一親等内の親族、同居の者が役員をしている企業。

②議員自身、議員の配偶者、一親等内の親族、同居の者が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業。

③議員自身、議員の配偶者、一親等内の親族、同居の者が経営方針に関与している企業。

④議員自身が報酬を定期的に受理している企業。

### 審査の請求

①町民は、議員が政治倫理基準、就業の報告義務、町との請負契約等に対する遵守事項

等に違反した疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添付のうえ、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署をもって、審査請求することができる。

②議員は、嘉手納町議会の議員定数の8分の1以上の者の連署をもって、議長に審査を請求することができる。

### 審査会の設置

審査会は委員7人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、議会運営委員会に諮って選任し議長が委嘱する。

- ①町議会議員5人以内。
- ②学識経験者2人以内。

### 違反の審査等

審査会は、60日以内に審査結果を報告しなければならない。

### 審査結果の措置

議長は、審査会から受けた事項を尊重し、政治倫理基準等に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、次の各号のいずれかの措置を講ずる。

- ①注意
- ②一定期間の出席自粛勧告
- ③議長、副議長、委員長等の役職辞任勧告
- ④議員辞職勧告



平成 27 年度補正予算

会計名	補正額	補正後の予算額
一般会計	1億4148万円(増)	85億839万円

条例制定、改正、陳情・意見書等

議案	件名	結果
第2号	財産の取得について(戸籍システム機器更新事業)	原案可決
第3号	比謝川遊歩道急傾斜地崩落防止対策工事(その4)請負契約について	原案可決
第4号	かでな文化センターバリアフリー機能向上工事請負契約について	原案可決
議員提案第1号	嘉手納町議会基本条例の一部を改正する条例について	原案可決
議員提案第2号	嘉手納町議会議員政治倫理条例の制定について	原案可決
陳情第8号	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情	採択
陳情第11号	労働安全衛生委員会の設置を進め、学校労働環境の改善を求める陳情	趣旨採択

主な補正事業



嘉手納小学校プール等解体工事

議場照明器具取替工事(LED)

# 6月定例会

平成27年第30回(6月)定例会を6月9日から6月16日までの日程で開催した。本定例会では、平成27年度補正予算、議員発議による「議会議員政治倫理条例」を含む議案6件、陳情2件、意見書案1件、報告1件、諮問1件が提案され原案のとおり可決した。

◆主な議案等に対する議員の賛否

議案	件名	議決月日	出席者数	賛成者数	反対者数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
						宇榮原京一	古謝友義	安森盛雄	奥間政秀	新垣貴人	照屋唯和男	仲村渠兼栄	石嶺邦雄	當山均	福地勉	知念隆	金城利幸	奥間常明	田崎博美	田仲康榮	德里直樹
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(嘉手納町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	5/29	16	15	12	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	-
議案第1号	平成27年度嘉手納町一般会計補正予算(第1号)	6/11	15	14	13	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	退	-
議員提出議案第2号	嘉手納町議会議員政治倫理条例の制定について	6/16	16	15	13	0	○	○	退	○	○	○	○	○	退	○	○	○	○	○	-
意見書案第23号	「安全保障関連法案」に反対し速やかな廃案を求める意見書	7/16	15	14	7	7	×	○	×	×	×	○	×	×	○	○	×	○	○	-	欠

※意見書案第23号について、可否同数のため、議長採決により可決。議長が公務により欠席のため、議長の職を副議長が努めた。

「○」：賛成 「×」：反対 「欠」：欠席 「退」：退席 議長は賛否同数以外は採決に加わらないため「-」で表記。

◆嘉手納町議会では、これまで議会基本条例の基本理念「開かれた議会」の実現に向け個々の主な議決等に対する議員の賛否を公表し、議員の考え方を明確にしていくことにしています。

第29回臨時会 5月29日

①MV22オスプレイ墜落事故に対する抗議決議

米ハワイ州で訓練中の米海兵隊のMV22オスプレイが墜落し乗員が死亡した。事故機は普天間飛行場に配備されているオスプレイと同機種であり、危険度の高い町域に万が一墜落する事故となれば住民を巻き込む大惨事となる。米軍及び関係当局に対し嚴重に抗議する。

②P3C哨戒機からの部品落下事故に対する抗議決議

嘉手納基地所属のP3C海洋哨戒機が飛行中に通信用HFアンテナを落下させる事故が発生した。万が一にも居住地上空等で発生していたら、大惨事にも繋がりかねない事故であり、日米両政府に対して抗議する。



沖縄防衛局への要請行動

第32回臨時会 7月16日

「安全保障関連法案」に反対し速やかな廃案を求める意見書

安倍内閣は、軍隊による様々な場合での戦争や軍事行動、武力行使に自衛隊が地理的限定なく緊密に協力することや、日本に対する武力攻撃がなくても、政府が「存立危機事態」と判断すれば、武力行使ができる等、憲法9条が定めた戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認の体制を根底からくつがえす極めて危険なものである。

特に軍事訓練が優先に行われ町民無視の米軍嘉手納基地を抱えるわが町では戦争や軍事行動へ自衛隊が参加していくことでテロの攻撃対象にされ、さらに基地の危険性が増すことは避けられないものと危惧する。

よって、「安全保障関連法案」を速やかに撤回し廃案を強く求める。



第 32 回臨時会

常任委員長 副委員長実務研修会

平成27年7月7日(火) 自治会館に於いて、常任委員長・副委員長実務研修会が開催された。講師は沖縄県町村議会議長会事務局長石垣安秀氏が務めた。講義の内容は「所管事務調査の意義と仕方について」である。常任委員会の真価は所管事務調査活動にある。「議会が開かれない月も報酬がもらえない職業だ」と言われ、閉会中に特定事務について積極的に調査する事が住民



の信頼を得ることである。

九州各県町村議会議長会協議会会長就任

嘉手納町議会 議長 德里直樹



九州各県町村議会議長会協議会会長 会  
沖縄県町村議会議長会 会  
中部地区町村議会議長会 会

平成27年6月25日に九州各県町村議会議長会協議会の定期総会が大分県別府市において開催され、任期満了による役員選挙の結果、

本町の德里直樹議長が会長に選出された。任期は2年間。德里議長は、「九州各県町村議会議長会協議会会下町村の振興発展のために各地区代表の役員とともに力を尽くしつつ、基地問題など沖縄県独自の問題を九州地区あるいは全国へ提起できるものと考えている。」と九州各県町村議会議長会協議会会長就任の意気込みを語った。

臨時会

第31回

27.6.25

相次ぐ外来機飛来による騒音激化に抗議



暫定配備されたF-16戦闘機

平成27年6月16日、嘉手納基地に米バーモント州空軍所属のF16 7機が、20日には3機の計10機が飛来し、暫定配備された。通常3〜4カ月配備されるという。同基地には今年4月中旬までの間、米ウイスコンシン洲空軍所属のF16戦闘機12機が暫定配備され2度目となる。また、AV8Bハリアー攻撃機は6月中旬迄飛来し、同年5月27日には米海兵隊のF18戦闘機18機が飛来し、現在も飛行訓練を繰り返しており、騒音激化や排出ガス等の基地被害及び航空機からの部品落下事故が続発している。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、相次ぐ外来機飛来に抗議する。



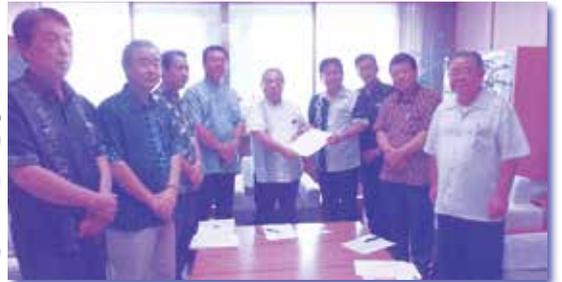
外務省沖縄事務所



沖縄防衛局



沖縄県議会議長



沖縄県副知事



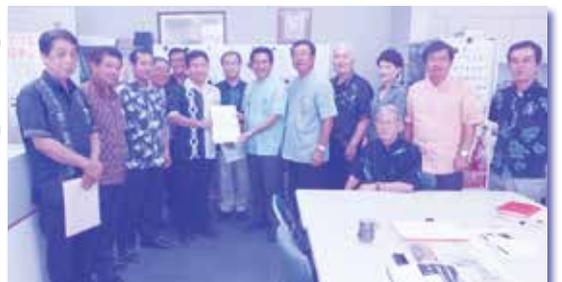
公明党・県民会議無所属



自由民主党



日本共産党



社民・護憲ネット



県民ネット



沖縄社会大衆党



維新の党

**基地から発生する騒音激化や排出ガス等の被害を訴える！**  
**基地対策特別委員会**  
**県副知事・県議会各会派へ協力要請！**

# 町政を問う

題字：福地 勉 議員

安 森 盛 雄 .....	P 8
■待機児童または、認可外保育利用者への補助は	
照 屋 唯和男 .....	P 9
■密集市街地区改善事業について	
古 謝 友 義 .....	P 10
■災害時の現状の対策を問う	
宇 榮 原 京 一 .....	P 11
■介護保険制度の改定で本町の介護はどのように	
田 仲 康 榮 .....	P 12
■憲法 9 条を守り「戦争法案」に反対を	
仲村渠 兼 栄 .....	P 13
■戦後 70 周年記念事業の開催を	
奥 間 常 明 .....	P 14
■空き家対策について	
田 崎 博 美 .....	P 15
■学校給食共同調理場の民間委託は	
知 念 隆 .....	P 16
■空き家対策の取り組みは	
徳 里 直 樹 .....	P 17
■観光振興への取り組みは	

# 10人の議員が一般質問

(質問順)



安森盛雄

### 問1 待機児童または、認可外 保育利用者への補助は

**問** 県は10月から1人親世帯への支援を公立・認可保育園へ入園希望したが入園できず、待機児童となり認可外保育園へ入園した保護者へ月額2万6千円を上限に補助するということを決定したが町は県の動向を見て検討するという答弁をいただきたいが当局の見解を伺う。

**答** 子ども家庭課長  
検討していきたい。

児童扶養手当受給者、子ども子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号の認定を受けた保護者へ補助を検討していきたい。

### 問2 側溝蓋の現状は

**問** 屋良小学校裏側(町道6号線)の大型側溝蓋、応急措置

をしていただいたが、給食センター建替え工事等でその応急措置が耐えうる事ができるかを伺う。

**答** 都市建設課長

安全対策に努めていきたい。道路パトロール管理体制を定め、定期的に点検を実施している。今後、同道路付近では給食調理場や屋良小学校等の建設工事が行なわれるので、事業担当課と調整の上、側溝蓋の養生など安全対策に努めていきたい。

**問** 応急措置としてくさびを入れて耐えうる事ができるか。

**答** 都市建設課長

ある程度は対応できると考える。

**問** 把握をしていたのであれば、なぜ今まで放置していたのか。

**答** 都市建設課長

放置ではなく、見落としがあった。

最近になり大型車両が頻繁に通る更にかかるとの衝撃が増してきてひび割れ等が発生してきた。今後は、適切に巡回、管理していきたいと考える。

**問** 安全対策の観点から大型側溝蓋部分に鉄板などを引く対

策は考えていないのか。

**答** 都市建設課長

施行業者と協議をして工事期間中は影響を及ぼさないよう養生の仕方対策を講じていく。

**問** 側溝蓋の全取替えは厳しいものがあると思うが、受けの部分やセメントで修正すればたつき等は起きないと思うが当局の見解は。

**答** 都市建設課長

平坦性が取れる状況であれば対応していきたい。

### 問3 町発注の 指名業者の根拠は

**問** 指名競争入札業者の指名根拠は、何が基準か伺う。

**答** 都市建設課長

本町へ入札参加資格申請を提出した業者から、業種別に実績等を勘案し、町内に本社、営業所等が所在する業者を優先的に指名してきた。

**問** 現時点での登録数は何社か。

**答** 都市建設課長

平成27年度、28年度は建設業者が503社中、町内業者が27社。委託業務については437

社中、町内業者が3者。

**問** 営業所等が法人登記をしていなくても入札又は受注ができるのか。

**答** 都市建設課長

納税状況を確認して健全であれば指名の枠の中に指名推薦業者の選定をしている。

**問** 去年の学校ネットワークの入札に関して、町内の業者が実績が無いからといって入札から除外するのはなく業者等に出る旨の提案書又は証明書等を提出させてから判断してもいいのではないか。

**答** 教育総務課長

今後、検討していく。

可能かどうかの調査などを含め行なうべきだと考えている。

### 問4 町葬祭場の屋根は

**問** 葬祭場の屋根は新たに増築されたが、車椅子等のスロープには屋根が無い。当局の見解は。

**答** 産業環境課長

葬祭場は供用開始以来、27年が経過しており、利用件数が年間100件程度ある。改築の必要性もあると考え、優先順位等

を勘案し改修を実施していきたい。

### 問5 暴走族の騒音対策は

**問** 国道58号周辺の町民にとっては、暴走族の騒音に何十年も前から悩まされているが、具体的にどのような対策を実施したか。

**答** 総務課長

通報があった場合迅速にパトカーを出動させるなどの要請を行なっていく。

**問** 抜本的な対策が無いという事か。

**答** 総務課長

抜本的な対策について返答は得られなかった。

**問** 警察だけでなく町としての様な対策を検討してきたのか。その件について会議等を開催したのか。

**答** 総務課長

町内には、交通安全協会、推進協議会がある。警察署と一緒に協議して夜間の取締り等について今後、検討していきたいと考えている。



照屋 唯和男

問1  
密集市街地区改善事業  
プロジェクト

**1** 区域の選定基準は、また2番地地区限定ニュース情報の発信理由は。

**2** 国土交通省に、地震時などに著しく危険な密集市街地として県内で唯一指定を受けた地区。まちづくりニュース、地区内に権利を有する方に限定し発信した。理由は地区内の住環境については地域住民の合意形成を第一とし、地権者間にまちづくりに対する熱意を高める必要があると判断。

**3** 地区の指定区域が区画整理によって縮小されたのか。

**4** 都市建設課長

道路際のほうが区画整理事業の中ですでに住環境の整備が整っていることで、区域選定を

見直し修正した。

**3** なぜ沖縄県内で2番地地区だけが指定されたか、町が情報を提供し地区を限定させたのか。

**4** 先進地視察の事例として、リーダースhipをとる人材が必要2番地地区と比較してどのような現状があり、どう解決されていたのか。

**5** 都市建設課長

調査の時点で国、県から嘉手納2番地地区の話が出ていた。

**6** 先進地視察の事例として、リーダースhipをとる人材が必要2番地地区と比較してどのような現状があり、どう解決されていたのか。

**7** 都市建設課長

2番地地区の改善整備計画において、地域のことは地域の人々が積極的に協議に参加し、みずから考えていくことを念頭に置く、リーダースhipも地区内の住居者及び権利関係者の中から選出。

**8** 嘉手納の2番地地区に当てはまる手法、理想の改善計画意図は。

**9** 都市建設課長

現時点では住民の意識を高めるためのスキンスhipをとっている状況。

**10** 権利者数と区分。

**11** 都市建設課長

世帯数が112世帯、土地所有者が40筆で24名。建物所有者が85棟で43名。借地権利者が103名。借家に住まれている方が69名。

**7** まちづくりについて意見をお聞かせくださいと町の広報誌にチラシが入っていた。個人の財産権にかかわる問題に地区外の人たちから意見を取り入れた場合混乱を招かぬか。

**8** 都市建設課長

影響力のある意見については、事務局段階で判断していく。改善事業を進めていくその手法内容は。

**9** 都市建設課長

道路整備は防災上最低限必要なインフラ整備だと考え、限られた土地では高度利用を図る必要。現在は地区内住民及び地権者の意見を聞き、本地区の将来について、お互い話し合っている段階。

本当に改善が必要なのかどうか同意をもらうのが先。

**10** 嘉手納住宅環境整備事業とともにこの事業と連携、連動した方法で進められていくのか。

**11** 都市建設課長

担当課としては、住環境整備

事業も嘉手納2番地の密集市街地改善事業の中に活用できるよ、地区改善の一助にしたいと考える。

**10** 住宅問題は大きい。町と連携したPFI方式での話し合いや、町営の小規模住宅を国有地を買い上げて東区に検討できないか。

**11** 都市建設課長

平成27年度の業務の中で、また担当部局で話を詰めて検証していきたい。

**12** アンケートの結果では、現状のままでよいと回答した方が2割から3割と多く、特に居住者については3割強と最も多い割合を示している現状をどう捉えるか。

**13** 区画整理や新町、ロータリー再開発を教訓とし、取り組んでほしい。

**14** 都市建設課長

担当課もアンケートを集約し、分析した結果、現在の環境に満足している方も数多くいることから、今後の事業推進に向けては大きな課題。

防災上の観点からも、当地区について何らかの改善を早急にやらないといけない。

**12** 担当課、都市建設課だけじゃなくて、総務や企画なども交ぜて、プロジェクトチームをつくって、事業を進めるための対策、方法とれないか。

**13** 都市建設課長

基本的なものを全部整理した後に事業方針が決まれば、議員がおっしゃったプロジェクト、あるいは推進課、特別なその部署を設けていくべきだと考えている。

**14** そこに住んでいる副町長は、その事業は必ず2番地地区にやらないといけないものなのか判断は、権利者として。

**15** 副町長

調査結果をもとにして今の計画がある。一番大事なのは住民の意見をどう集約していくかと考える。



嘉手納2番地地区



古謝友義

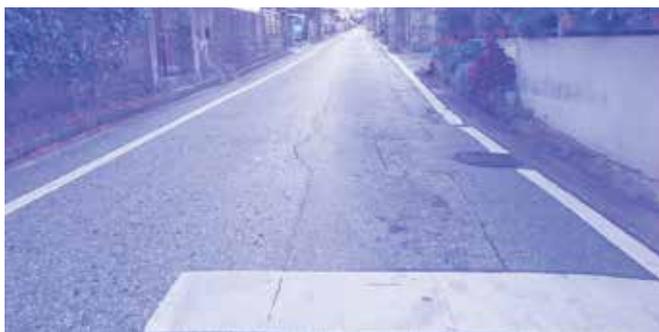
### 問1 災害時の現状の 対策を問う

- 問** 災害が発生したあとの最重要課題は、ライフラインの確保にあると思う。電気、電話、ガスはさておき、水道は町の担当だ。水の供給について問う。
- 1** 久得貯水池の耐震基準は適合しているか。
- 2** 基準を満たしていない場合、耐震補強の予定は。
- 3** 企業局からの供給が止まった場合、現在の貯水池で何日分の供給が可能か。
- 4** 新たに貯水池の建設予定はあるか。また予定地は決まっているか。
- 5** 「災害時の広域応援体制を整備する」とあるが本当に可能か。
- 答** 上下水道課長
- 1** 耐震基準は満たしていない。これから検討する。

- 3** 約10日間分を見込む。
- 4** 整備計画を策定する予定であり、その中で検討する。建設予定地は未定。
- 5** 相互の応援を円滑に遂行するため、沖縄県水道災害相互応援協定が締結されている。
- 問** 災害用の備蓄が各自治会、およびその他の場所に設置されているが、以下を問う。
- 1** 備蓄は町民全体にいきわたるものか。何日分か。
- 2** 備蓄倉庫を新たにつくる計画はあるか。
- 3** 町民に災害時の非常袋の設置を啓蒙しているか。
- 答** 総務課長
- 1** 町の人口の20分の1の3日分。
- 2** 新たに小、中学校に設置を検討していききたい。
- 3** 災害時避難行動マニュアルを作成し、推進していく。

### 問2 町道の整備を 迅速に図れ

- 問** 町道67号線は馬の背状態の道路で、白線が引かれた歩道は大雨時、水が大量に流れてきて歩行が困難である。また車道も凸凹で、人、車にとって優しくない道路である。また町道73号線(イユミーバンタ通り)は、建設時の想定をはるかに超える車両台数が走行し、車道及び歩道の亀裂や段差が大きく危険な状態にある。そこで以下を問う。
- 1** 担当課はパトロールをして現状を把握しているか。
- 2** 道路改修の緊急性は感じないか。
- 3** 両道路は新設して何年経過しているか。
- 4** イユミーバンタ通りは元は川であり、陥没の危険性はないか。
- 5** イユミーバンタ通りは、嘉手納ハーリーや鯉のぼりフェスタなど様々なイベントが開催されている。道路管理者として、安全対策は万全か。
- 答** 都市建設課長
- 1** 週2回パトロールし、現状を把握している。
- 2** 緊急性はない。
- 3** 32年経過している。
- 4** 沈下が生じる可能性があり、今後改良工事も含め検討したい。
- 5** 安全対策を十分に考えて対策を進めていきたい。



町道 76 号線



イユミーバンタ通り

### 問3 固定資産税を問う

- 問** 町民の方から、固定資産税が毎年上がっているとの声がある。以下を問う。
- 1** 毎年、固定資産税が上がっている納税者はいるのか。
- 2** 地価はバブル崩壊後、下落傾向にあり、ここ数年は横ばい状態にある。税金を上げる要因はどこにあるか。
- 3** 町内の土地はほとんどが建付地である。税の優遇処置が受けられると思うが、上がる要因は何か。
- 4** 税金は現況で課税されるものと思うが、すべての納税者の確認はしているか。
- 5** 納税者に税金が上がった理由は知らせているか。
- 答** 税務課長
- 1** 納税者はいる。
- 2** 平成6年に地価公示価格の7割程度とする通達による。
- 3** 負担調整処置期間内である。
- 4** 3年ごとに見直している。
- 5** 税額の計算方法を納税通知書と一緒に送付している。



宇榮原 京一

**問1**  
介護保険制度の改定で  
本町の介護はどのように

**問** 4月より、介護保険制度が大きく改定された。特養施設入所条件は要介護3以上に変更され、要支援1・2の方の訪問・通所介護が介護保険事業から除かれ、地域支援事業へ移行となる。必要な介護が受けられなくなる可能性があり、介護の後退につながりかねない。本町の現状はどうなのかを伺いたい。

**1** 特別養護老人ホームでの本町の入所の待機人数は何人か。またその内、要介護1・2の方は、何人いるのか。

**2** 要支援の方は、今後、予防給付の対象外になる。この場合の新たな受け皿、また今後の見通しは。

**3** 制度改定で、必要な介護が十分に受けられない可能性がある

り、対策は必要と考えるが。

**4** 要介護者の有料老人ホーム施設入所に関わる本町の支援策は。

**答** 福祉課長

**1** 比謝川の里の待機者数は29人。その内、要介護1は2人。要介護2は3人。計5人。

**2** 平成28年度に沖縄県介護保険連合の移行基準に合わせ、本町独自のサービスメニューを受託してもらええる事業所を開拓する。

**3** 既存の介護サービス事業所の他、ボランティアの活用も含め地域の実情に応じたサービスが提供できるように取り組んでいきたい。

**4** 本町独自の支援策については、他市町村の状況や動向等を調査し、沖縄県介護保険広域連合とも協議をしながら方向性を探ってみたいと考える。

**問2**  
選挙投票率向上対策は

**問** 近年、全国的に投票率の低下に伴い行政や政治離れが懸念されている。有権者数の50パーセント前後の投票率では、本来の民主主義のあるべき姿ではない。だからこそ投票率を上げていく必要がある。本町の選挙投票率向上対策について見解を伺いたい。

**1** 過去の何回かの選挙の投票率についてどのように分析しているか。

**2** 投票率向上のために新たな施策が必要と考えるか。

**3** 本町の郵便等で不在者投票の出来る、該当者は何人か、また過去の公職選挙(国・県)において、郵便等による不在者投票を行った方は、何人か。

**4** 不在者投票ができる病院や老人施設での投票の状況は。

**5** 有権者が18歳以上に引き下げられる。このことについての見解を。

**答** 総務課長

**1** 昨年行われた県知事選挙や衆議院議員選挙の投票率は、県平均を上回っている。また近隣の読谷村、北谷町よりも高い数字を示している。

**2** 町広報への掲載、横断幕の設置、車両広報活動、電光掲示板の活用。また選挙公報の発行ができるように条例を制定し、公職選挙法が改正されることになれば、18歳、19歳の未成年を



沖縄市の「明るい選挙啓発ポスターコンクール」

対象とした周知、啓蒙活動が必要になるかと考える。

**3** 旅行や仕事での郵便不在者投票は1件。要介護状態の方の郵便不在者投票はなかった。今後、要介護関係者等に、郵便投票の周知の見直しを考えたい。

**4** 病院や老人施設での投票は、県知事選挙においては9人。衆議院議員選挙においては16人の不在者投票があった。

**5** 若者の投票行動につながるような、しつかりとした広報活動などの取り組みが必要であると考え。また若者が選挙犯罪にかかわらないことも危惧されており、その点でもしつかりとした啓蒙活動が大変重要になるのではないかと考える。

**問3**  
自治会の活性化に関わる自治会加入率の状況と加入促進は

**問** 自治会は、防災、防犯、交通等の安全安心を守る活動、生活環境を守る活動、福祉を育てる活動等が行われ、親睦を深めながら住んでよかつたと思える地域づくりに取り組んでいる。そこで各自治会の加入率の現状と加入促進のための対策を伺いたい。

**答** 総務課長

加入状況は、東区89%、中央区72%、北区80%、南区84%、西区88%、西浜区90%である。町民保険課で転入時に、ごみの出し方、防災虎の巻を含めて自治会からのお知らせということ、ぜひこの区に入って自治会活動をしていただきたいということで、自治会加入のお知らせを行っている。最近では、転入時に、地域とはかわりたくない理由で自治会へ加入しないという方もいる。粘り強く説得して、加入促進を図っていきたい。



田仲 康 榮

**問1**  
憲法9条を守り  
「戦争法案」に反対を

**問** 安倍政権が、世界でアメリカが引き起こす戦争についてもどこでも自衛隊を参戦させ、軍事支援をする「戦争法案」(安全保障関連法案)を国会に提出したことに對し、反対する国民の世論と運動が日増しに高まり広がっている。地方議会で反対する意見書の可決が相次いでいる。国民的合意のない違憲の戦争法案に對し世論調査では「国会で成立させる必要はない」が60%、「必要がある」は23%で国民の圧倒的多数が法案成立に反対している。安倍政権が強引に進める海外で戦争する国づくりに政治的立場の違いを超え法案阻止で国民・県民が力を合わせていくことが重要だ。法案は廃案にすべきだ。町長の見解

は。  
**答** 町長  
疑問多く賛成できない  
憲法9条は、現時点において特に改正する必要性を感じない。集団的自衛権の行使を可能とするような一政権による憲法解釈の変更とそれに基づく安全保障関連法案に對し、疑問を抱いている。集団的自衛権の行使を可能にすることやなぜ関連法案の制定が必要とされているのか。自国に無関係の戦争に巻き込まれかねないというリスクがある。集団的自衛権行使を可能にするのが我が国の安全保障上、本当に有益なのか十分な説明がされたとは思っていない。国会審議の中で9条が定めた戦争



機能強化が進む戦争直結の嘉手納基地

放棄の体制を根底からくつがえすとして憲法学者の多くが廃案の声を出し「違憲」を表明。疑問が多く、同法案に賛成できない。

**問2**  
全国学力テスト学校別  
公表やめよ

**問** 文部科学省は4月21日、小学6年生と中学3年生の全国学力テストを実施した。本来子どもたちの「生きる力」を培い、遅れた子どもに對し補習授業を通して「わかる授業」に努めていくことは極めて重要な課題だ。県が進める学力向上策は「テスト対策強化で子ども達も息抜きもできず行きすぎではないか」「子どもの学ぶ意欲さえ奪っている」補習という名目での過去問題対策に厳しい批判も出ている。「学テの点数が本当の学力といえるのか」「学校間の競争をあまり憂慮すべき」との意見もある。テストの成績を学校ごとに公表するのは学校間格差、序列化を生み教育をゆがめる。学校ごと公表は慎むべきだ。

**答** 教育指導課長  
勝負、序列化はしない  
町教育行政を推進していくうえで取り組みや児童生徒の学力の定着状況を町民に説明する責任がある。平成25年度から全国学力学習状況調査の結果を公表している。各学校では、年度初めの学校説明会、年度末の学力向上推進実践報告会で全国学力学習状況の結果を踏まえた報告が行われている。一般町民には、広報かでなに掲載し状況の周知を図っている。今後

**問3**  
住宅リフォーム支援  
事業の拡充を

**問** 平成24年度の緊急経済対策として導入し平成27年度で4年目になった。町内業者への支援、町民の住宅環境の改善、住宅リフォームへの関心が高まり、地域経済の発展に一定の効果を及ぼしている。同支援事業の今後

の拡充は、身近で役立つ助成制度として町民が評価、大きな課題となっている。

- 1** 平成24年度から同26年までの実績は(助成額、件数、工事内容、業者数、工事高)
- 2** 平均助成率。
- 3** 平成27年度の現時点での申込数、工事内容、業者数、工事高は。
- 4** 今後の事業実施を。

**答** 都市建設課長  
動向見極め判断したい。

- 1** 3年間の合計として補助金額4726万9千円。補助件数、172件。参加業者77社。工事高、1億245万8千円。工事内容は天井、床、壁張り替え、台所改修、浴室トイレ改修、屋上防水、外壁塗装など。
- 2** 平均補助率は3年間で70.4%。
- 3** 6月30日まで申し込み件数は6件。内容は屋上手すりの取り換え、防水工事、トイレ、台所改修等。工事費379万1千円、補助金173万2千円。
- 4** 今年度の動向見て判断したい。



平和特別上映会  
 瑞泉看護隊員となった宮城巳知子氏のドキュメンタリー映画「17歳の別れ」行う予定。

**答** 基地渉外課長

平和特別上映会を予定。

**問** 今年先の大戦から70年が経過した年で、戦争を体験した人が年々減少している状況の中、本町の70年記念事業の見解を伺う。

**1** 70年記念事業は。



仲村渠 兼 栄

**問1**  
**戦後70周年**  
**記念事業の開催を**

町観光振興基本計画が策定し、本格的に事業が開始し道の駅のリニューアル・観光ガイド養成等の観光の目玉の事業が進行している。

道の駅から一番近い観光施設に「屋良ムルチ」があり、観光客の集客が期待されるが現状のままではかなり厳しい状況にあると思う。

早急な屋良ムルチ周辺整備を行い観光客及び町民が集う場所にしてほしい。2点伺う。

**問** 過去5年間に整備事業は。

**答** 中央公民館長

周辺整備は行っていない。

**問** 周辺の整備予定は。

**答** 副町長

米軍と調整して行きたい。

**問3**

**町の行事同日開催の改善を**

**問1** 平成26年度に町の主催・後援等の事業の同日開催の把握は。

**答1** ～ **4** 生涯学習課長

**1** いくつかの事業が同日開催となった。

**問2**  
**屋良ムルチ周辺整備を**

**2** 平成27年度に町の主催・後援等の事業で同日開催になる予定は。

**2** 現時点ではない。

**3** 主催・後援を同日開催する目的は何か。

**3** 特に目的はない。

**4** 改善する予定は。

**4** 同日開催にならないように努めていきたい。

**問4**  
**いもっちのリニューアルを**

平成7年の甘藷伝来400年祭に登場した「いもっち」はゆるキャラの先駆者である。町のイベントに登場し会場を明るくしている。

今年410年野國総管まつりがあり、一括交付金を活用し、「いもっち」より軽快に動けるニューいもっちの予定はないか伺う。

**問1** 現在の「いもっち」の状況は。

**答1** ～ **2** 産業環境課長

**1** 年間56件の出演。

老朽化があり、平成26年にリニューアルした。

**2** リニューアルの予定は。

**2** デザイン変更も検討したい。

現行のバルーン型タイプからデザイン・カラー等の変更を考えている。

**問5**  
**新ゆるキャラ制作を**

**問** 一括交付金を活用できる事業です。2点伺う。

**1** 屋良ムルチの大蛇をデザインした仮称「ムルチ君」のゆるキャラの予定は。

**答1** ～ **2** 産業環境課長

**1** 検証していきたい。

**2** 野國総管をデザインした仮称「そうかん君」のゆるキャラの予定は。

**2** 検討していきたい。

**問6**  
**県道74号線街路灯の**  
**改善を早急に**

ロータリープラザから知花向に県道74号線がある。

県道周辺の交差点・横断歩道・中央分離帯に街路灯が97本あり、現状は時間帯で点灯し22時には、ほとんど消灯している状態である。

交差点についても、点灯している箇所と消灯している箇所がある状況から、早急な改善が必

要で、中部土木事務所へ状況の確認を行った。県は要望があれば調査して対応したいと答弁があった。町の見解を伺いたい。

**問1** 消灯箇所の報告は。

**答1** ～ **3** 都市建設課長

**1** 県から確認している。

**2** 横断歩道の消灯箇所の把握は。

**2** 不点燈の箇所がある。

現場を確認したら不点燈何箇所がある。

**3** 改善する予定は。

**4** 引き続き県へ要望していきたい。





奥間 常明

### 問1 空き家対策について

**問** 全国120万戸に及ぶ空き家対策の特別措置法が今年5月26日全面施行される。

この法律は、市区町村が治安や防災上の問題が懸念される空き家の所有者に撤去や修繕を勧告・命令できると規定している。

命令違反には、50万円以下の過料を科し強制撤去も可能とし、勧告を受けた物件は固定資産税の優遇を受けられず税額が最大6倍となり、自治体の権限が法的に位置づけられ対策が本格化する。

全面施行により倒壊や衛生上、著しく有害となる恐れがあるといった特定空き家を自治体が決め、改善を求める仕組みがスタートする。  
そこで、次の点について伺いたい。

- 1 町内の空き家数は。
- 2 過去に自治会から報告・対策の要請はあったか。
- 3 全面施行後の町としての対応は。
- 4 これまでに所有者不明、交渉困難で道路改修工事等に支障はなかったか。

### 答 総務課長

1 居住その他使用されていない空き家数は、東区5件、中央区10件、北区4件、南区4件、西区0件、西浜区4件 計27件でそのうち廃屋と思われるものは東区4件、中央区2件、北区1件、南区3件で計10件。

2 危険と思われる空き家について、自治会から報告また台風時の対策等の要望が2件あった。所有者が把握できる場合は、所有者に対して改善を求める等の対応や台風時はネットをかぶせる等の一時的な緊急避難処置を行っている。また事案によって、都市建設課や県中部土木事務所と連携して対応している。  
3 保安上危険な建物については、建築基準法に基づき県中部土木事務所、都市建設課と連絡調整しながら対処方法を検討している。



町内空き家の状況

4 これまで、所有者不明の土地についてインフラ整備に支障をきたしたことがあったと聞いているが、所有者不明の空き家で支障を来した事例はない。

### 問2 各区のカラオケ設置状況は

**問** 今やカラオケは、老若男女にとつて親睦融和と健康に欠かせないものである、設置されている自治会もあると聞いているが現況はどうなっているか。また、西浜区区民から設置要請があったが、その後どうなったか伺いたい。

### 答 総務課長

東区、中央区、北区、南区についてはそれぞれ以前いただいた機材、西区は通信・レーザー併用で楽しんでいるようである。西浜区については、現在設置されている機材が利用できるのではと考えている。

### 問3 交通安全対策について

**問** 町道で特に、児童生徒が多く通る通学路付近に制限速度表示標識版の設置が少ないと思われる。私は、過去に猛スピードで走り去る車両を目の当たりにしたことがあり、その都度大惨事になりかねないか不安でしようがない。

できれば、電柱あたりに設置できれば場所もとらず歩道の確保も容易と思うが。

さらに、要望として嘉手納警察署の協力を得て登下校時、要所に警察官の配置ができないか。

### 答 総務課長

町独自の立て看板であれば可能である。  
警察官の配置については、嘉手納警察署に要請があったことを伝えておきたい。

### 問4 兼久海浜公園に高木の植栽を

**問** 同多目的広場は、町内で最も広い緑地広場であり、常に町内外から多くの利用者がつめかけ人気の場所だが、木陰が少なく植栽を望む声がかかり有る。そこで、クワデイスアー等高木の植栽ができないか。

### 答 都市建設課長

緑陰をもたらす高木は炎天下の休憩場所となり、公園利用の向上となることから、現在進めているリニューアル計画において、植栽配置の検討をしたい。



兼久海浜公園



田崎博美

問1 学校給食共同調理場の民間委託は

学校給食共同調理場の調理業務等を民間委託することを検討していることについて、保護者や町民から衛生管理や給食の質の低下等への不安の声が聞こえている。児童・生徒への安心安全な給食の提供、食育への十二分な指導、教育の確保が求められている。

問 民間委託を行うにあたっての利点・問題点は。

答 教育総務課長

一般的には民間委託の利点は、人件費削減及びそれに伴う人事管理業務の削減。また、本町の調理場において本務職員が減員となっている昨今では、調理員の安定的確保、民間のノウハウを活用した調理・衛生管理業務の質の向上等が利点として

挙げられる。

本町においては、調理員の8割が嘱託職員及び臨時職員で、大幅な人件費の削減は見込めないが、課題となっている調理員の安定的確保、調理及び衛生管理業務の質の向上については大きな利点があると考えている。

課題としては、委託業者の契約期間終了後、次の契約において委託業者が変更となった場合の業務継承に不安がある。

自治体職員の給食運営に関する意識、知識の低下が懸念されるなどが挙げられるが、これらの課題については、プロポーザル方式で業者を選定することにより十分対策が可能である。

民間委託については、検討委員会への報告を受け、教育委員会でも議論した結果、民間委託を推進すべきであるとの考えであるが、現段階では町長部局と財政面等詳細の詰めはまだ行っていないので、推進すると決定すれば、各学校にて保護者を対象に説明会を行うかと考えている。

問 新調理場の運営方法を審議決定するに当たり、直営の学校給食の充実と効率化のための

改善努力はなされたか。

答 教育総務課長

本務職員を全調理員の2割に削減し、人件費の抑制を図っている。また、平成25年に調理場主任の職を新設し、安全衛生管理や調理手順の指示等に当たらせ、安全衛生管理の水準を落さないよう調理場運営に当たっている。

新調理場は、新しい衛生基準に基づき設計され、移行後は調理員の増員が必要となるため新調理場へ移行後、本務職員2名体制で現在の水準を保つまま調理運営を行うことは困難であると考えている。



現在の学校給食調理場

問 民間に委託した場合の経費を試算し現行の経費と比較し

た場合、委託効果はどうなっているか。

答 教育総務課長

新調理場では調理員が増員となること、また施設規模が大きくなることで消毒、清掃、光熱水費等の増加により、現調理場から新調理場へ移行する際には約1000万円ほど経費の増加が想定される。

新調理場への移行後に民間委託した場合と、現状と同じく直営の場合とで経費の比較を行ったが、どちらの場合でも経費はほぼ同額になる。

問 事件、事故に対する責任は。また保険はどのようなになっているか。

答 教育総務課長

給食の実施に係る事故については直営、委託にかかわらず実施責任者である町が責任を持って対処すべきと考える。保険については、中毒や疾病等で学校管理下における給食に起因する場合、全児童生徒が加入している災害共済給付制度により共済金の給付が受けられる。民間委託していた場合の食中毒の事故については、契約に規定し受託業者が町に対し損害賠償責任



学校給食新調理場建設用造成地

を負うことになる。なお、災害給付制度の給付金は損害賠償がなかった場合は、損害賠償額を超える治療費分の給付となる。車両に関する事故については受託業者の責任となる。アレルギーへの対応について、現状の調理場では除去食に対応することがスペースの問題でできないので、新調理場に移った時点で除去食を中心としたアレルギー対応については検討していく。ただし、学校までアレルギー対応の除去食を配送した後、実際に対象の子どもに届くまでは学校の責任になるので、学校と相談調整をしながら今後対策を進めていきたい。



知念 隆

**問1**  
空き家対策の取り組みは

**問** 全国でも空き家の増加が社会問題になっている。総務省の調査によると全国の空き家は右肩上がりが増え続け2013年10月時点で820万戸と過去最高を記録している。人口減少や高齢化の影響で今後も増えていく見通しになっている。空き家対策特別措置法が平成27年5月26日に完全施行されたが、次の点について伺う。

**1** 現在、貸家を除く空き家は何軒あるか。

**2** そのうち危険と思われる空き家は何軒あるか。

**3** 特別措置法の施行を受けて今後の取り組みは。

**答** 総務課長

**1** 自治会長会で聞いたところ、空き家は全体で27軒。

**2** 危険と思われる空き家は合

**問2**  
秋に販売する商品券も2割プレミアム付きの商品券にせよ

**問** 4月14日に販売された商品券はプレミアムが20%ということである。商品券が20%という自治会で発売初日に売り切れたと聞いている。3月議会において建設経済常任委員会の委員から「今回の商品券は多くの町民に行き渡るように一人当たりの購入できる枚数を検討して欲しい」と要望をしたとも聞いています。しかしながら今回も一世帯で15万円まで購入ができる内容で予想通り早い段階で売り切れた。そこで次の点について伺う。

**1** 各行政区における販売枚数と購入できた世帯数は。

**2** 購入限度額が一人5万円、一世帯で15万円は多くないか。

**3** 今回、購入できなかった町民のため秋に販売予定の商品券も2割のプレミアムにできないか。

**答** 産業環境課長

**1** 各行政区における購入した世帯数は把握していない。販売冊数は東区1518冊、中央区1260冊、北区1294冊、南区1838冊、西区1780冊、西浜区2310冊合計1万冊。

**2** 販売枚数の見直しについては常に商工会、自治会、産業環境課で意見交換を実施しており、商工会と各自治会での商品券販売取り組み状況をもとに購入枚数の見直しについても検討していきたい。

**3** これまで町独自で行ってきたプレミアム10%の商品券も売れ行きは好調であり、町民からのニーズも高く十分満足できる商品であると認識している。プレミアム20%の商品券の実施については近隣市町村の動向を見ながら慎重な検討が必要と考える。

**4** 昨年から商品券販売の現金預かりについて保険をかけるなど、自治会の要望に応えて商工会がセキュリティを強化している。

**問3**  
緊急通報システムの更なる拡充を図れ

**問** 緊急通報システムは一人暮らしの高齢者等の緊急事態に対する安全を確保することを目的としている。本町の状況について伺う。

**1** 現在の設置件数と過去3年の通報件数は。

**2** 設置条件として診断書の提出を必要としているがもつと簡素化できないか。

**答** 福祉課長

**1** 平成27年4月末現在で47件。通報件数は過去3年間の合計で18件となっている。

**2** 診断書の情報をもとに消防へ既往歴等を伝えていたためその提出は今後も必要と考えている。

**問4**  
水釜大木線の漁港入り口交差点に右折帯を設置せよ

**問** 水釜大木線は日常的に交通渋滞が発生している。その主な要因として読谷村から国道58号に向かう漁港入り口交差点で右折車両が妨げとなり後続車が直進できない。右折帯を設置することはできないか。

**答** 都市建設課長

過去に漁港向け右折帯の設置について検討したことがあるが、その先においても数箇所地点で渋滞が発生していることから根本的な解決にはならないと認識している。右折帯の設置には道路拡張が必要であり用地取得や物権補償に多額の予算が必要なことから町民の理解が得られるかなど懸念される。



水釜大木線の漁港入り口交差点



德里直樹

### 問1 観光振興への取り組みは

**問** 観光資源を見直し、観光資源の活用方法の確立、推進体制に地域一体となった魅力的な観光施策を提言し、雇用機会の増加、地域経済の発展に平成25年3月観光振興計画を策定した。本町の取り組みを伺う。

**答** 1 嘉手納町の観光振興事業の推進・実現に向けて、行政・民間・町民の役割を明確に位置づけた条例等を制定し、官民一体となった取り組みはできないか。

**答** 1 先進地の状況等を調査し、議員御提案の条例制定について検証をしたいと考えている。

**問** 次代を担う子ども向け観光学習会の開催は。

**答** 教育指導課長 嘉手納町への誇りや郷土を愛する心を育むことにつながる

**問** 町域全体の美化推進に取り組みを。

**答** 産業環境課長 子どもたちに美化意識の啓蒙活動は必要、教育委員会と連携を図り定期的に子ども達に緑化の推進等も図っていきたい。



### 問2 嘉手納町1次産業振興計画基本調査の進捗状況は

**問** 本町の特産物として安定的に大量生産することが可能な農産物及び本町一次産業の振興を發展するには、何が適正か検討するための基本調査「嘉手納町

一次産業振興計画基本調査」の進捗状況について伺う。

**答** 産業環境課長 1 調査内容。 2 進捗状況。 3 振興・発展に向けた取り組みは。

**答** 産業環境課長 1 第1に現況調査、第2に市場調査、第3に一次産業の振興策の検討の構成になっている。

**2** 農業委員会、各関係団体、関係課等へ調査報告書を配付し、今後県と協議をしていく予定。

**3** 一次産業振興発展には、その場所の利活用の検討が必要。

**問** 現場にいる農業、水産業の方々に聞き取りをして、その調査を生かした発信は。

**答** 産業環境課長 一次産業計画書をもとに協議をしていきたい。

### 問3 介護保険法改正への取り組みは

**問** 急速に進展する高齢化により、地域の事情に応じて高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を営むことができる医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の地域包括ケア

システムの構築の必要性から、平成26年6月、医療・介護総合保険推進法が公布をされ、それに基づき介護保険法が改正されました。本町の取り組みについて伺う。

**1** 医療・介護総合確保推進法の内容は。

**2** 介護保険法の改正内容及び課題。

**答** 福祉課長

**1** 地域介護施設整備促進法等関係では、新たな基金の創設と医療・介護の連携強化。医療法関係では地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保。介護保険法関係では地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化等が主な内容。

**2** 介護保険法関係では地域支援事業の充実、特別養護老人ホーム、中重度の要介護者を支える施設として重点化。低所得者の保険料軽減を拡充。一定以上の所得のある利用者の自己負担額2割の導入。低所得の施設利用者への食費、居住費を補填する補給給付の要件に資産などを追加等の改正が行われた。課題は、地域支援事業の充実を推進していくこと。

**問** 認知症の初期集中支援チーム、地域支援推進員の設置は。

**答** 福祉課長 地域包括ケア推進会議の規則等の制定に向け準備を進めている。



### 第6回 嘉手納町しまくとぅば 語やびら大会

第6回 嘉手納町しまくとぅば語やびら大会が7月11日に児童生徒8人、一般2人の参加者の元、流暢なしまことぅばを披露し会場を盛大に盛り上げていただいた。最優秀は児童生徒の部、名嘉優真璃、當山桜花さん、一般部門に多和田眞徳さんが決定された。



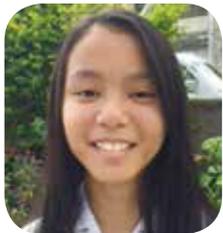
### 海の季節 嘉手納ハーリー大会

例年より早く梅雨が明け、まことに待った海の季節がやってきた。平成27年6月21日(日)第28回嘉手納ハーリー大会が嘉手納漁港をメイン会場に町民多数が参加し、盛大に行われた。御願ハーリーを皮切りに、チーム戦がスタートした。議会チームも例年通り参加した。去年の沈没の汚名を返上するため、各議員が自覚を持って、一生懸命権をさばいた結果、サバニが沈没することなく、2番目になることができた。来年は優勝するぞ！



## 議会だより

### 題字紹介



嘉手納小学校6年生  
大城 穂乃香 さん

議会だよりの題字を書いて、思っていたより難しいと思いました。とくに「議」の文字のバランスや、大きさが難しく、何度も書き直しました。議会だよりの題字を書けて、とてもうれしいです。そして、これからも、いろんなことにチャレンジしたいと思います。

## 議会見てある記

あなたも参加しませんか

みんなの議会へ

No.62



中央区  
伊禮 松則 さん

6月25日第31回嘉手納町議会臨時会を傍聴した。

「外来機の騒音激化に抗議決議」の議案で、外来機はF16戦闘機飛来訓練とF18の外来機飛来についての趣旨説明の後、意見書・抗議決議を全会一致で可決し、町議員の真剣さが、傍聴席まで伝わってきた。抗議行動も後日沖縄防衛局・外務省沖縄事務所・沖縄

県議会へ要請行動を行う報告がありました。嘉手納町議会には、議会基本条例を制定している先進の議会であり、各議員の皆さんの基地問題に対する調査研究は県議会並の議論が飛び交う。町民の皆さんぜひ一度は議会傍聴をお勧めします。

各議員へ、基地問題も重要事案であります。水産業・農業関係についても議論していただきたいことを要望します。

結びに、より身近な議会として、私たち町民が、安全で安心して暮らせるまちづくりを期待します。